| (1)補助名称および実施地方公共団体 | | | (2)リフォーム支援策の分類について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (3)支援方法について | | | | | | (4)補助要件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (5)補助内容について | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(1)補助名称および実施地方公共団体			(2)リフォーム支援策の分類について																					(3)支援方法について						(4)補助要件																												(5)補助内容について									(6)詳細情報・問い合わせ先		
			リフォーム支援策の分類について																					支援方法について						1. 工事内容について									2. 工事施工者について					3. 発注者について						4. リフォーム実施住宅について	A)補助対象となる費用							B)補助率等			
都道府県	市区町村（都道府県）	補助事業名	①バリアフリー化	②省エネルギー化			③環境対策						④防災対策				⑤その他						備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	①補助（現物支給・給付・商品券等を含む）	②融資	③利子補給	④専門家等派遣	⑤その他	備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	①バリアフリー改修工事の実施	②省エネルギー対策工事の実施	③省エネルギー設備の設置	④災害予防工事の実施	⑤地域材の活用	⑥リフォーム瑕疵保険の利用	⑦その他の要件	⑧要件なし	備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	①都道府県内または市町村内の事業者	②中小事業者	③その他の要件	④要件なし	備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	①高齢者	②身体障害者	③低所得者	④その他の要件	⑤要件なし	備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	①特定のエ事のエ事費用に応じて決定	②工事費用の総額に応じて決定	③（工事費用にかかわらず）定額を補助	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	⑤使用する材料量に応じて補助額を決定	⑥その他	備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	（事業のホームページの）URL	担当部署	お問い合わせ先（電話番号）
					（1）窓・壁等の断熱化工事	（2）省エネ設備の設置	（1）緑化促進	（2）ゴミ処理機設置	（3）水洗トイレ改修	（4）浄化槽設置	（5）地域材の活用	（6）防音対策	（1）克雪対策	（2）アスベスト対策	（3）火災報知器の設置	（4）雨水貯留設備の設置	（1）2世帯住宅化	（2）防犯対策	（3）ガス設備普及	（4）空き屋活用	（5）景観整備	（6）その他																																													
大分県	別府市	別府市おおいた安心住まい改修支援事業（バリアフリー改修型）	○																					○					高齢者用の寝室等の増築及び内装改修、バリアフリー改修工事等で対象工事費30万円以上の工事	○				市内に主たる事業所を有する法人又は市内の住民基本台帳に記録がある個人	○				65歳以上の高齢者がいる世帯で世帯員全員の前年の収入総額が500万円未満であること。（但し、高齢者と18～64歳からなる世帯の収入においては公的年金を除く）		○					補助工事費用（工事費30万円以上該当）の15%（上限30万円/戸）		高齢者福祉課	0977-21-1442
大分県	別府市	別府市おおいた安心住まい改修支援事業（簡易耐震型）																			○			○					寝室及び居間の耐震改修工事（平屋又は2階建てであり改修部分は1階であること）	○				市内に主たる事業所を有する法人又は市内の住民基本台帳に記録がある個人					65歳以上の高齢者のいる世帯						昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建て住宅	○						補助工事費用（工事費20万円以上該当）の50%（上限30万円、寝室のみの補強は上限15万円/戸）		高齢者福祉課	0977-21-1442
大分県	別府市	日常生活用具の住宅改修	○																					○						○												○																							課税世帯－9／10　非課税・生保世帯10／10		障害福祉課	0977-21-1413
大分県	別府市	在宅重度障害者住宅改造助成事業	○																					○						○												○																							助成基本額60万円を限度（60万円未満の場合実費額）　生活保護世帯は全額　その他の世帯は2／3		障害福祉課	0977-21-1413
大分県	中津市	空き家バンク制度推進事業																		○				○				補助金交付					○							○												空き家バンクに登録されている物件の空き家						○	空き家の改修に係る費用の額 ①委託料（設計等） ②工事請負費 ③人件費 ④原材料費（建築資材） ⑤備品購入費 ⑥運搬料	補助対象経費の1/2以内		まちづくり推進課 地域振興係	0979-22-1111 （内線246）
大分県	中津市	中津市産材利用住宅促進事業									○													○					原木が市内で生産され、かつ市内で製材された木材を使用した証明書を提出	○				市内の建設業者					中津市に住所を有するか完成後に中津市に樹所を移転する者																○	中津市産材を利用して市内に木造専用住宅を建築する。 自ら居住するために増築改築を行う	杉、松1㎥につき40,000円、桧1㎥につき70,000円の補助単価 上限新築700,000円増改築400,000円	http://www.city-nakatsu.jp/docs/20110816002 8/	林政課	0979-22-1111
大分県	中津市	おおいた安心住まい改修支援事業 （簡易耐震改修型）																			○			○				補助金交付					○							○												設置工事が未着工のものに限る	○						補助対象工事の改修に係る費用	補助対象工事経費の1/2以内	http://www.city-nakatsu.jp/	中津市 建設部 建築指導課	0979-22-1111 （内347）
大分県	中津市	アスベスト分析調査											○											○				補助金交付														○																							吹付けアスベスト等が施行されている恐れがある市内の民間の建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に関わる調査を実施する事業	補助対象経費の10/10以内の額（当該額に1，000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、その限度額は、1棟当たり250，000円	http://www.city-nakatsu.jp/	中津市 建設部 建築指導課	0979-22-1111 （内347）
大分県	中津市	住宅用太陽光発電システム設置補助金事業			○																			○				市内に自らが居住又は居住を予定する住宅に設置する太陽光発電システムの器具及び設置経費の一部を補助			○														○												設置工事が未着工のものに限る	○						補助対象設備の設置にかかる費用	システム1kw当たり3万円で上限を8万円とする	seikatsu@city.nakatsu.lg.jp	中津市生活環境課	0979-22-1111
大分県	中津市	在宅高齢者住宅改造助成事業	○																					○							○												○																							世帯の生計中心者の前年度所得が200万円未満かつ①介護保険の「要支援・要介護」の認定を受けている65歳以上の高齢者がいる世帯②65歳以上の高齢者のみで構成される世帯③75歳以上の高齢者がいる世帯のいづれかの要件に当てはまる世帯。			○																	補助対象工事費用の2/3を補助	http://www.city-nakatsu.jp/docs/2011080900011/	介護・高齢者福祉課	0979-22-1111 （内線737）
大分県	中津市	子育て安心すまい改修支援事業	○																					○					1子ども部屋等の増改築　2子ど部屋等の間取りの変更　3子ども部屋等の内装改修　4子どもために行なう便所、浴室、洗面所改修　5子ども用の机やベッド設置のため畳を板張りに変更等	○				・中津市内に本店を有する法人 ・中津市内に住民票がある個人					世帯全員の前年の収入総額が650万未満で18歳未満の子どもがいる世帯							設置工事が未着工のものに限る		○				○	補助対象工事の改修に係る費用	補助対象工事費の15%のうち県2/3　市1/3	http://www.city-nakatsu.jp/	中津市　福祉部 子育て支援課	0979-22－1129
大分県	日田市	日田市木造住宅簡易耐震事業																				○	昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建て住宅の耐震診断、改修工事	○														○	昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建て住宅の耐震改修工事					○					○			昭和56年5月以前の木造戸建て住宅	○						0.7未満→0.7以上：限度額30万円 1階部分を1.0以上：限度額40万円 シェルター設置工事：限度額30万円	補助対象経費の1/2以内	http://www.city.hita.oita.jp/kenchiku/page_00006.html	土木建築部　建築住宅課　指導審査係	0973-22-8226
大分県	日田市	日田市アスベスト分析事業											○										吹き付けアスベスト等の分析	○									○							吹き付けアスベスト等の分析					○					○			吹き付けアスベスト等が施工されているおそれがある建築物	○						限度額：25万円	補助対象経費の10/10以内	http://www.city.hita.oita.jp/kenchiku/page_00022.html	土木建築部　建築住宅課　指導審査係	0973-22-8226
大分県	日田市	日田市おおいた安心住まい改修支援事業（簡易耐震改修型）																				○	65歳以上の高齢者が利用する寝室、居間の耐震改修工事	○														○	高齢者の寝室及び居間の耐震改修工事	○				日田市内の業者に限る	○				65歳以上の高齢者がいる世帯	昭和56年5月以前の木造戸建て住宅	○						寝室のみ：限度額15万円 寝室+居間：限度額30万円	補助対象経費の1/2以内	http://www.city.hita.oita.jp/kenchiku/page_00038.html	土木建築部　建築住宅課　指導審査係	0973-22-8226
大分県	日田市	日田市おおいた安心住まい改修支援事業（バリアフリー型）	○																				65歳以上の高齢者のための改修工事	○					高齢者の寝室の内装改修、風呂、トイレ等のバリアフリー工事	○				日田市内の業者に限る	○				65歳以上の高齢者がいる世帯	65歳以上の高齢者がいる世帯の住宅	○						限度額：30万円	補助対象経費の1.5/10以内	http://www.city.hita.oita.jp/kenchiku/page_00038.html	土木建築部　建築住宅課　指導審査係	0973-22-8226
大分県	日田市	日田市おおいた安心住まい改修支援事業（子育て安心住まい改修支援事業）	○																				18歳未満の子供のための改修工事	○					子ども部屋の増築、内装改修工事等	○				日田市内の業者に限る				○	18歳未満の子どもがいる世帯	18歳未満の子どもがいる世帯の住宅	○						限度額：30万円	補助対象経費の1.5/10以内	http://www.city.hita.oita.jp/kenchiku/page_00038.html	土木建築部　建築住宅課　指導審査係	0973-22-8226
大分県	日田市	日田材需要拡大緊急対策事業								○													地元産業の活性化	○				木材現物支給					○					日田材を概ね80%以上使用	○				日田市内の業者に限る				○	・市税の滞納なし ・建設地は県内、福岡県、佐賀県、長崎県	住宅及び付帯する倉庫、車庫、塀					○	使用した木材費 新築45万円分・リフォーム20万円分	・新築45万円分 ・リフォーム下限5万円～上限20万円	http://www.city.hita.oita.jp/rinyyo/page_00010.html	農林振興部 林業振興課	0973-22-8362
大分県	日田市	在宅重度障がい者住宅改造助成事業	○																					○					障がい者が日常生活において直接利用する住宅の設備を障がい者に適するように改造するもの					○		○			生計中心者の前年の所得金額が500万円未満で身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者							補助基準額60万円を限度 （60万未満の場合は実費額）の 生活保護世帯は全額 その他の世帯は2/3		http://www.city.hita.oita.jp/shakai/page_00037.html	社会福祉課 障害福祉係	0973-22-8290

| (1)補助名称および実施地方公共団体 | | | (2)リフォーム支援策の分類について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (3)支援方法について | | | | | | (4)補助要件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (5)補助内容について | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| (1)補助名称および実施地方公共団体 | | | (2)リフォーム支援策の分類について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (3)支援方法について | | | | | | | (4)補助要件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(1)補助名称および実施地方公共団体			(2)リフォーム支援策の分類について																		(3)支援方法について						(4)補助要件																												(5)補助内容について									(6)詳細情報・問い合わせ先		
			リフォーム支援策の分類について																		支援方法について						1. 工事内容について										2. 工事施工者について					3. 発注者について						4. リフォーム実施住宅について	A)補助対象となる費用							B)補助率等			
都道府県	市区町村（都道府県）	補助事業名	①バリアフリー化	②省エネルギー化			③環境対策					④防災対策			⑤その他						備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	①補助（現物支給・商品券等を含む）	②融資	③利子補給	④専門家等派遣	⑤その他	備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	①バリアフリー改修工事の実施	②省エネルギー対策工事の実施	③省エネルギー設備の設置	④災害予防工事の実施	⑤地域材の活用	⑥リフォーム瑕疵保険の利用	⑦その他の要件	⑧要件なし	備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	①都道府県内または市町村内の事業者	②中小事業者	③その他の要件	④要件なし	備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	①高齢者	②身体障害者	③低所得者	④その他の要件	⑤要件なし	備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	①特定の工事の工事費用に応じて決定	②工事費用の総額に応じて決定	③（工事費用にかかわらず）定額を補助	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	⑤使用する材料量に応じて補助額を決定	⑥その他	備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	（事業のホームページの）URL	担当部署	お問い合わせ先（電話番号）
					（1）窓・壁等の断熱化工事	（2）省エネ設備の設置	（1）緑化促進	（2）ゴミ処理機設置	（3）水洗トイレ改修	（4）浄化槽設置	（5）地域材の活用	（6）防音対策	（1）克雪対策	（2）アスベスト対策	（3）火災報知器の設置	（4）雨水貯留設備の設置	（1）2世帯住宅化	（2）防犯対策	（3）ガス設備普及	（4）空き屋活用	（5）景観整備	（6）その他																																												
大分県	豊後高田市	おおいた安心住まい改修支援事業（子育て）																		○		○												○	子ども部屋の増築、間取りの変更等の改修工事	○			市内の事業者に限る				○	18歳未満の子どもがいる世帯で収入要件等あり	豊後高田市内の住宅に限定	○	○					補助対象工事費の1/5を補助（上限40万/戸）	https://www.city.bungotakada.oita.jp/	豊後高田市建設課	0978-22-3100
大分県	豊後高田市	アスベスト分析事業											○									○												○	吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある市内の民間の建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査を実施する工事	○							○		豊後高田市内の住宅に限定	○						補助対象経費の10分の10以内の額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、その限度額は、1棟あたり250,000円		豊後高田市建設課	0978-22-3100
大分県	豊後高田市	在宅重度障がい者住宅改造助成事業	○																			○						○										○							○	身障手帳1・2級 療育手帳A級 精神障害者手帳1級 所得要件等あり	豊後高田市内の住宅に限定	○						補助基準額（60万円）の2/3以内		豊後高田市福祉事務所	0978-22-3100
大分県	豊後高田市	在宅高齢者住宅改造助成事業	○				○															○						○									○						○									○								60万円を上限に事業費の3分の2を助成		豊後高田市福祉事務所	0978-22-3100
大分県	杵築市	杵築市空き家改修費補助金																	○			○												○	杵築市空き家情報バンク制度に登録された物件を転入者が購入若しくは賃借し改修を行った場合等。	○							○	転入者							延べ床面積1平方メートルにつき2,000円。限度額30万円。		http://www.city.kitsuki.lg.jp	市長政策課	0978-62-3131(内線206)
大分県	杵築市	杵築市住宅リフォーム助成事業																			○	○												○	増築、改築、改修及び修繕工事、耐震補強工事	○			市内に本社を有する法人事業者又は市内に住民登録を有する個人事業者				○	市内に居住し市税を滞納していないこと	補助の対象となる住宅は補助対象者が所有し、自己の居住の用に供している市内に存ずる住宅						住居対象工事事例一覧にある工事が対象、店舗・倉庫・物置・外構工事は対象外	対象工事費×25%、上限30万円	http://www.city.kitsuki.lg.jp/soshiki/16/jyutakku-rifomu.html	建設課 建築・住宅係	0978-62-3131
大分県	宇佐市	宇佐市アスベスト分析事業											○									○												○	吹付けアスベスト等分析調査				○								○						吹付けアスベスト等の有無に係る調査費用	補助対象経費の10/10（限度額25万円）	http://www.city.usa.oita.jp/soshiki/26/9529.html	建築住宅課 指導審査係	0978-32-1111
大分県	宇佐市	在宅高齢者住宅改造助成事業	○																			○						○												○					市内に在住し、住宅改造が必要な身体状況の在宅高齢者がいる家庭で、市税の滞納がなく、かつ生計中心者の前年の所得金額が200万円未満の世帯で次のいずれかに該当する世帯 ○要介護認定で、要支援、要介護と認定された65歳以上の高齢者がいる世帯 ○65歳以上の高齢者のみの世帯 ○75歳以上の高齢者がいる世帯	宇佐市内の住宅に限定	○						当該高齢者に適するように改造（浴槽の取替　洋式便器への取替、スロープや手摺りの設置、その他必要な工事	補助対象経費60万円を限度にその費用の3分の2を補助（生活保護法による被保護世帯は全額補助）	http://www.city.usa.oita.jp/soshiki/16/37.html	介護保険課 高齢者支援係	0978-32-1111
大分県	宇佐市	宇佐市おおいた安心住まい改修支援事業（簡易耐震改修型）																		○		○												○	高齢者用の寝室及び居間の耐震補強工事	○							○	65歳以上の高齢者がいる世帯	昭和56年5月31日以前に着工した木造戸建て住宅	○						補助対象経費の1/2（限度額：寝室及び居間の補強30万円、寝室のみの補強15万円）	http://www.city.usa.oita.jp/soshiki/26/2700.html	建築住宅課 指導審査係	0978-32-1111
大分県	宇佐市	宇佐市おおいた安心住まい改修支援事業（バリアフリー改修型）	○																			○							○						高齢者用の寝室の増築、内装工事及びバリアフリー改修工事など	○							○	世帯全員の前年の収入総額が500万円未満で65歳以上の高齢者がいる世帯		○						補助対象経費の1.5/10（限度額30万円）	http://www.city.usa.oita.jp/soshiki/26/2700.html	介護保険課 高齢者支援係	0978-32-1111
大分県	宇佐市	宇佐市おおいた安心住まい改修支援事業（子育て安心住まい改修）																		○	子育て家庭の支援	○												○	子供部屋の増築、間取りの変更、内装改修工事など	○							○	子育て世代（18歳未満の子供がいる世帯）で、かつ、世帯全員の前年の収入総額が650万円未満の世帯		○						補助対象経費の1.5/10（限度額30万円）	http://www.city.usa.oita.jp/soshiki/26/2700.html	子育て支援課 児童母子福祉係	0978-32-1111
大分県	宇佐市	宇佐市空き家改修事業（空き家活用）																	○			○												○	住宅の機能向上のために行う修繕、模様替え及び設備改善に限った改修	○			市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人であること				○	次のいずれにも該当する者 ア　20歳以上の者 イ　現に市内に住所を有していない者又は市内に住所を有して6月経過しない者 ウ　補助金の交付を申請する日前5年の間に市内に住所を有していなかった者（市内に住所を有して6月経過しない者にあっては、市内に住所を有する日前5年の間に市内に住所を有していなかった者） エ　引き続き10年以上市内に定住する見込みのある者	宇佐市空き家バンクに登録されている物件のみ		○				空き家の改修に要する経費（消費税を除く。）で、その額が30万以上であること。	補助対象経費の2分の1以内（ただし、50万円を限度とする。）	http://www.city.usa.oita.jp/soshiki/23/93.html	観光まちづくり課 コミュニティ係	0978-32-1111
大分県	宇佐市	家族支え合い住宅建設奨励金事業															○																	○	同居に必要な間取りの変更及び台所、浴室、便所等のリフォーム	○			市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人であること				○	次のいずれにも該当するもの。 （1）現に支え合い同居若しくは近隣居住していない者、又は支え合い同居若しくは近隣居住を開始して1年を経過していない者 （2）工事請負契約書又は売買契約を締結してから30日を経過していない方。 （3）他の要件を満たし、市の認定を受けたもの			○				リフォーム工事の額が10万円以上であること	補助対象経費の5分の1以内（ただし、20万円を限度とする。）		観光まちづくり課 コミュニティ係	0978-32-1111
大分県	宇佐市	宇佐市住宅用「太陽光発電システム設置等補助金			○																	○									○								○					自ら居住する市内の住宅に設置する方							発電システム1kw×3万円	上限8万円	https://www.city.usa.oita.jp/soshiki/11/7002.html	生活環境課 環境保全係	0978-32-1111
大分県	宇佐市	宇佐市電気式生ごみ処理機購入費補助金			○																	○									○									○				・市内に居住する者 （事業所を除く） ・継続して適正に使用しようとする者							生ごみ処理機の本体購入価格	購入価格の1/2（ただし補助額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）※上限3万円	http://www.city.usa.oita.jp/soshiki/11/710.html	生活環境課 リサイクル推進係	0978-32-1111
大分県	宇佐市	宇佐市自家製堆肥製造器設置事業補助金			○																	○									○									○				・市内に居住する者 ・容器の設置場所が確保されている者							コンポスター購入価格	一世帯2器を限度とし、購入価格の1/2（ただし補助額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）※上限2,800円	http://www.city.usa.oita.jp/soshiki/11/710.html	生活環境課 リサイクル推進係	0978-32-1111

| (1)補助名称および実施地方公共団体 | | | (2)リフォーム支援策の分類について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (3)支援方法について | | | | | | (4)補助要件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| (1)補助名称および実施地方公共団体 | | | (2)リフォーム支援策の分類について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (3)支援方法について | | | | | | (4)補助要件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| (1)補助名称および実施地方公共団体 | | | (2)リフォーム支援策の分類について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (3)支援方法について | | | | | | (4)補助要件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |